

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める奈良 1 区市民連合 結成総会議案

日時:2020 年 9 月 19 日(土) 午前 10 時開会

会場:奈良教育会館 4 階大会議室

1. 開会
2. 開会の挨拶
3. 来賓の挨拶
 - 奈良市民連合から代表挨拶
 - 2 区市民連合から連帯挨拶
 - 市民連合中南和から連帯挨拶
 - 立憲野党から挨拶・メッセージ
4. 提案
 - ① 結成の経過
 - ② 結成の趣旨・目的・方針・規約
 - ③ 共同代表・運営委員候補者
5. 質疑応答及び発言
6. 提案のまとめ
7. 提案を拍手で承認
8. アピール案の提案と採択
9. 閉会の挨拶

(一) 奈良 1 区市民連合の結成の経過

2019 年参議院選挙までの経過

2015 年 12 月 20 日「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合・奈良（略称「奈良市民連合」）」が結成されました。

2016 年 6 月、旧民進党・日本共産党・社会民主党・生活の党の野党 4 党と市民連合が市民連合提案の政策要望書に調印。第 24 回参議院議員選挙では 32 の一人区全てで野党統一・市民連合推薦候補を実現させ、小選挙区で 11 議席を、比例代表では野党 4 党で 44 の議席を獲得しました。

奈良県においては、2016 年 3 月 18 日、奈良市民連合が結成されました。趣意書の確認、参議院選挙等において野党間での協議・調整によって候補者を絞り込み、統一候補として擁立することなどを求める方針が確立されました。2016 年 5 月 16 日、奈良市民連合と参議院議員選挙予定候補者前川清成氏との間で安全保障関連法の廃止を最優先課題とする協定書が締結されました。その結果民進党奈良県総支部連合会、日本共産党奈良県委員会、社会民主党奈良県連合、新社会党奈良県本部は協定書の合意確認事項の実現に全力を尽くすとともに、参議院議員選挙奈良県選挙区予定候補者前川清成氏を野党統一候補としてその必勝に向け一致協力し取り組むことを合意しました。

2019 年参議院選挙において、32 の一人区について野党候補者の一本化が実現。市民連合と立憲野党との間で「13 項目の共通政策」合意。奈良県では 6 月 30 日参院選予定候補者西田一美氏と奈良市民連合が「参院選に関する合意確認書」（6 項目）を交わし、野党統一候補として参院選に向けて全力で取り組むことを確認。結果、西田一美氏は 219244 票(40.22)を獲得、大健闘。西田候補の得票数は 4 野党の比例票の 1.48 倍となり、統一候補一本化による野党共闘の成果がありました。全国では、29 選挙区で野党統一候補の得票が 4 野党の比例票を上回り、さらには 32 の一人選挙区の内、10 選挙区で勝利、結果改憲派議席の 3 分の 2 以上確保を阻止することができました。与党は改選過半数 63 を上回る 71 議席となりましたが、自民党は 9 議席減で単独過半数を失うこととなりました。野党共闘はこの参院選で大きな成果を上げることができ、今後の市民運動の確信となりました。

奈良市民連合は昨年の参院選において、野党共闘実現のために一定の役割をはたしました。奈良市民連合が市民型選挙を展開することをめざし、拠点(北部センター事務所・中和センター事務所)を確保して宣伝や支持拡大をすすめました。初めて選挙活動に関わる方や勝手連的に街宣活動や投票を呼びかける行動など多様な方々の取り組みが生まれました。そのエネルギーは、今後の奈良県における「市民と野党の共闘」の財産となりました。国政選挙として昨年の参議院選挙が戦後 2 番目の低投票率 (48.8%)ということもあり、政治要求実現をめざす市民の運動と政治を結び付ける丁寧なとりくみの必要性など課題も明確にしながら、総括が行われました。

奈良 1 区市民連合結成迄の経過

*参議院選挙後、総括会議を行い、市民連合北和センターの事務所に結集した人や参議院選挙を支援した人を中心に会を継続しようと提案があり、月 1 回市民運動やミニ学習、情勢の交流を行ってきました。

*奈良市民連合・不戦のつどい（12月7日JR奈良駅）に参加。

*市民運動の交流集会を 2020 年 2 月 20 日 18 時 20 分から奈良県文化会館第 3 会議室において開催。24 名が参加し、奈良県における県民の生活実態や要求が出され、政治を変えるしかない、どう力を合わせていくのかなどについて意見交換。

*奈良市民連合池本氏と、今後の市民連合北和センターの運営についての懇談を2020年3月11日に行いました。

*5・23「検察庁改正案廃案・安倍内閣退陣を求めます」サイレントスタンディングをJR奈良駅前で開催。5月23日15時半から16時半まで開催。80名近くが手作りポスターや横断幕を掲げて参加。正義を求める市民の声が「検察庁法改正案」を断念させました。

*馬淵澄夫衆議院議員との懇談会を2020年7月9日11時から教育会館大会議室で行い、27名が参加。

(二) 結成の趣旨・目的・方針・規約

1, 趣旨

安倍首相は8月28日「国民の負託に応えられない状況」と体調不良を理由に突然辞任の意向を表明しました。コロナ感染症対策への無策に対する国民の批判、桜を見る会や森友問題、検察庁法案などへの国民の怒りが支持率の低下を招き、「安倍政治を許さない」運動や活動、世論の批判が安倍首相を辞任に追い込みました。「安倍改憲NO」への草の根の運動の広がりが安倍改憲を許しませんでした。市民運動の広がりがもたらした成果に確信がもてます。

安倍首相辞任に対して、国民の同情を煽るマスコミ報道も加担し、これまで安倍政権が行ってきた悪政の数々を帳消しにしようとする動きもあります。しかし、憲法・法律の違法・脱法の内閣解釈、公文書改ざん、新自由主義による格差社会、子どもや学生の貧困、コロナ禍による失業や倒産など苦しむ国民の生活、福祉の削減や医療体制やコロナ感染症対策への不備など安倍政権で生じた課題の解決は残されたままです。

コロナ後の社会を立て直すには、新自由主義経済、自己責任の政治・経済の体制、格差社会を根本から変えることが重要だと私たちは学びました。そのためには政権交代が必要です。来るべき総選挙を市民と野党の共闘で勝利し、憲法を生かす政治、安保法制の廃止と立憲主義の回復、個人の尊厳が守られる政治の実現をこの奈良からも目指していくことが求められています。

奈良においても、検察庁法改正、スーパーシティ法、憲法審査会の強行に反対する全国の集会に合わせて、SNSなどで呼びかけが行われ、短期間であるにもかかわらず多くの市民が参加、「ツイッターを見て参加した」「こうした集会に初めて参加した」など、安倍政権への怒りがこれまでにない運動の広がりを生み出しています。奈良における運動の広がりは、奈良1区での市民連合づくりの大きな原動力となりました。前後して、2区市民連合、市民連合中南和の結成も実現し、共に前進できることは大きな喜びです。

過去3回の国政選挙で野党統一候補による選挙の実績は明らかになりました。立憲野党連合政権を確立するために市民連合の役割は重要です。この1区での市民運動を大きく発展させ、必ず政権交代を実現させましょう。

2, 目的

- (1) 憲法を生かす政治の実現をめざします。
- (2) 「安倍」改憲阻止、安全保障関連法（戦争法）の廃止、立憲主義の回復、個人の尊厳が守られる政治の実現をめざします。

3, 方針

- (1) 市民と立憲野党共闘の実現をすすめ、各野党間との橋渡し役を担い野党統一候補の擁立のための様々な働きかけや取組を行います。
- (2) 市民の要求を集約し、共通政策づくりに参加し統一候補と政策協定を結ぶことが出来るように進めます。
- (3) 政策志向を共有する立憲野党統一候補を支援します。
- (4) 奈良Ⅰ区市民連合の活動の目的に賛同する広範な市民・団体と手をつなぐための取組を推進します。市民と野党共闘の活動、署名や街宣、集会や学習活動を行います。
- (5) 県内の市民連合と連携をとって進めます。

4, 規約

- (1) 組織の名称
 - 1) 正式名称 : 安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める奈良Ⅰ区市民連合
 - 2) 略称 : 奈良Ⅰ区市民連合
- (2) 組織の構成について
 - 1) 個人による参加を原則とします。
 - 2) 団体について・・・「協賛団体」として、必要な時期に検討します。
- (3) 奈良市民連合や地域市民団体との関係について
 - 1) それぞれが独立した組織であり、上下関係はありません。
 - 2) 相互に協力・共同する関係にあります。
- (4) 組織の運営について
 - 1) 総会
 - ① 年1回開催します。
 - ② 会員から要請があれば、運営委員会の判断で開催します。
 - ③ 共同代表、運営委員、会計監査の選出、および活動方針を決めます。
 - 2) 運営委員会
 - ① 運営委員会は共同代表と運営委員で構成します。
 - ② 事務局長・会計は運営委員の中から選出します。
 - ③ 運営委員会は総会の目的・方針に基づき具体的な活動を提起しすすめます。
 - ④ 運営上必要事項が生じたときは、運営委員会で決定します。
 - 3) 会計
運営委員会の中から1名を選出し、会計業務を行います。会計年度末に会計報告を行います。
 - 4) 情宣活動をすすめます。ニュース・ホームページ・Facebook・ツイッターなどを実施します。
- (5) 組織の財政
 - 1) 組織の財政は、賛同協力金（一口1,000円以上）および募金で賄います。
 - 2) 会計年度は毎年4月1日から3月31日とし、会計年度ごとに会計監査を行います。（今年度は暫定として9月19日から3月31日までとします）